

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前9時55分)

---

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第11回農業委員会総会を開会いたします。

---

◎議事録署名委員指名

議 長 3の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、3番、清水勝一君、4番、村上誠一君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をいたします。

議案書は1ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和5年1月31日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和5年2月13日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、志岐課長補佐よりご説明を申し上げます。

議 長 それでは、志岐課長補佐、説明を求めます。

志岐課長補佐 産業振興課の志岐です。よろしくお願いいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案1件、更新案2件となっております。

1 件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は渋川市の方。使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字中野1690番2外1筆。現況地目は畑。面積は合計で4,982平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年3月1日より5年間で、令和10年2月29日までとなっております。

2 件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は高崎市の方。貸借の設定で、農地の所在は広馬場字宿4167番1。現況地目は畑。面積は2,084平米となっております。借手は高崎市の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年3月1日より5年間で、令和10年2月29日までとなっております。

3 件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は新井の方。貸借の設定で、農地の所在は新井字桃泉3569番1外1筆。現況地目は畑。面積は3,527平米となっております。借手は新井の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年3月1日より3年間で、令和8年2月28日までとなっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議長 ないようですので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することとします。

じゃ、志岐課長補佐、退席を求めます。

志岐課長補佐 ありがとうございました。失礼いたします。

---

### ◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

なお、本議案は、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号1と関連がありますので、議案第2号、番号1、議案第3号、番号1については一括にて事務局、説明を願います。

事務局。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1から説明を申し上げます。

議案書は6ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

初めに、議案書6ページをご覧ください。

議案第2号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字神田1144番5。地目は登記簿、畑、現況、宅地。農振区分は農用外となっております。面積は395平米。権利につきましては所有権移転売買。当初計画者は前橋市の方です。承継者は千葉縣市川市の方です。転用目的は一般住宅用地。施設等につきましては一般住宅73.7平米となっております。計画どおり事業を遂行できない理由につきましては、老齢により当初計画が実行できなくなったためとのことでございます。備考ですが、計画どおり事業を遂行できない理由につきましては、農振除外済み。農地区分は3種農地。当初の計画では、平成29年2月22日付5条許可が出ており、当初許可は貸家住宅の用地となっております。関連議案につきましては、議案第3号、番号1でございます。

続きまして、議案書7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてでございます。

番号は1、現地確認調書につきましては、議案第2号と同様、現地確認調書2ページとなります。

番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字神田1144番5。地目は登記簿、畑、現況、宅地。農振区分は農用外となっております。面積は395平米。権利につきましては所有権移転売買。譲渡人は前橋市の方。譲受人は千葉縣市川市の方となっております。転用目的につきましては一般住宅用地。施設等では一般住宅73.7平米となっております。転用理由につきましては、譲受人は以前に榛東村に住んでいた際に、景色や環境が気に入り、老後はこの地に家を建て、住みたいと考えていたが、このたび譲渡人と話がまとまったため、自宅を建築したいとのことでございます。譲渡人は譲受人の希望に応え、申請地を譲渡するとのことでございます。備考でございます。農振除外済み。農地区分は3種農地。関連議案は、議案第2号、番号1でございます。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号1については、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員、高橋です。

ただいまの議案第2号、1番、それと議案第3号、1番の件につきまして、若干ではありますが、補足説明をさせていただきます。

こちらに関しては、平成29年に説明のあったとおり5条許可ということではありますが、今回は年齢によりできないということで、千葉の方に譲り渡してということですので。

現地に関しましては、すぐ役場の保健センターのところを北に下って、すぐ東に下って、50メートル行くか行かないかという位置になっております。こちらに関しては、南側にかなりの傾斜地になっております。道路から三、四メートルの傾斜がございまして、そこから自宅を建てる場所に関しては、村道に近い方に建設をするということです。下水に関しては村の下水に接続、それから雨水に関しても、そのまま自然浸透ということです。

一旦、以前に5条許可が下りている案件でもありますので、担当委員としまして許可相当と思われまますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号1については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号1については、原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号1は原案のとおり許可相当として県知事に送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第3号、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号2。1筆目の農地の所在は大字新井字清水貝戸485番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は392平米のうち223平米でございます。2筆目の農地の所在は大字新井字清水貝戸486番1。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は187平米です。2筆の合計面積は410平米となります。権利につきましては賃貸借。貸付人は榛東村新井の方です。借受人も榛東村新井の方です。転用目的につきましては露天駐車場用地。施設等は露天駐車場となっております。転用理由につきましては、借受人は既存駐車場は県道工事で一部用地が買収され、駐車台数が不足が生じたため、また工場東側駐車場が道路に面し、安全性、効率性が悪く不便なため、申請地を借受けして駐車場として利用したいとのことでございます。貸付人は借受人の要望に応え、申請地を貸与するとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明は終わりました。

何か意見ございませんか。

2番、松岡君。

松岡委員 2番、農業委員、松岡です。

ただいま事務局長より説明がありましたとおりでございますが、議案第3号、2番につきまして地元の委員として少し補足させていただきます。

現地確認調書5ページから7ページをお願いします。

権利の種目は賃貸借で、申請目的は露天駐車場用地でございますが、場所は榛東運輸から東へ下ったところでございます。五差路を北に行き、新しい道路ができるところの西に行ったところ。譲受人の会社のところを左に曲がったところに駐車場がありますが、道路端で不便であるということと、あと宅地の長男の家の西側が現在、駐車場になっていますけれども、その一部が新しくできる道路の買収される場所でございますので、台数が減るということで、この申請に至ったと思います。

付近の状況を調べますと、申請地の北側に新しい道路ができまして、西側は農地が

ありますけれども、申請地については。自然浸透ということです。その農地には傾斜地なので何ら問題はないと思います。また、東側は現在、駐車場なので問題なく、また申請地の南側は現在、テントやハウスの骨組みがありますけれども、それを全部取り除いて整地する予定だそうです。そして、その南側、地続きの南側ですけれども、これは本人の、本人というか、申請者の土地なので、別に問題はないと思います。

私としては、何ら問題がないので、許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前10時50分)